

令和6年度 福岡県立山門高等学校 生徒心得・校内規定

1 生徒心得

(1) 礼儀

- ①挨拶は、礼儀正しく、明朗に行う。
- ②他者に対して礼儀を重んじる。
- ③目上の方や外部からのお客様などに対しては敬語を使う。

(2) 登下校

- ①登下校時は、交通ルール、マナーを守り、交通安全に努める。
- ②電車・バスなどの乗物を利用する者は、車内マナーを守る。
- ③始業時刻は8：45、下校時刻（完了）は19：00である。

(3) 欠席・遅刻・早退等

- ①病気その他のやむを得ない事由により遅刻・欠席する場合は、保護者を通して、ホームページ上の遅刻・欠席フォームまたは電話で連絡すること。
- ②病気その他のやむを得ない事由により早退する場合は、担任にその事由を届け出る。
- ③校務、又は選手として派遣される場合は出席扱いとする。
- ④住所・保護者が変更になった場合、直ちに担任に届けること。

(4) 学習環境の整備

- ①施設・設備など公共物はもちろんのこと、すべてのものを大切に扱う。
- ②教室及び校内の美化に心がけ、清掃活動は積極的に行う。
- ③学習環境の整備は各自が行い、常に清潔な環境を保つよう努める。
- ④授業以外に学校の施設を使用する場合は、先生の許可を得る。
- ⑤校舎・校具などを破損してしまった場合は、直ちに先生に届け出る。

(5) 所持品

- ①生徒証は常時携帯する。
- ②学習に不要な物品は持ち込まない。
- ③所持品には氏名を明記し、紛失、盗難等を予防する。
- ④バッグのファスナーは必ず閉める等、貴重品はしっかりと自己管理をする。
- ⑤必要以上の金銭を所持しない。また、金銭の貸借をしない。
- ⑥他の者の物品を無断借用しない。
- ⑦拾得物があった時には、担任に届け出る。紛失物・拾得物の掲示は職員室前で行う。
- ⑧所持品を紛失した場合や盗難などがあった場合は、直ちに職員室にいる職員に届け出る。

(6) 校外生活

- ①夜間（23時以降）の外出をしてはならない。
- ②無断外泊は禁止する。
- ③不健全な場所へは立ち入らない。

(7) 集会その他の政治的活動など

集会や講演会等は社会参加への重要な行動である。社会人としての政治的素養等も身につけていきたい。

- ①校内において集会その他特別の行事、活動を催す場合、責任者は担任又は顧問教師を経て生徒指導主事に届け出てその承認を得るものとする。ただし、校外の場合は(催す場合、参加する場合)原則として一週間前までに届け出なければならない。
- ②校内における政治的な活動及びSNS等を利用した政治的な活動を行うことは一切認めない。

(8) 掲示、出版物

- ①掲示、出版等を行うときは、事前に関係教師又は生徒指導主事の許可を受けるものとする。
- ②掲示の許可を受けるときは 所属責任者名、期間、場所を明記しなければならない。
- ③掲示期間後、責任者は直ちに掲示物の後始末を行わねばならない。

2 服装・頭髪等規定

(1) 制服

①所定の制服を着用し、3年生は校章を所定の位置に必ず付ける。なお、休日の部活動のための登下校での服装は、制服または学校の体操服、部で揃えているジャージとする。

[3年生]

種別	品名	色
男子	夏服 ・半袖開襟ニットシャツ（校章入り） ・ズボン（標準型、ノータックストレート、シングル）	白 黒
	冬服 ・長袖学生服（標準服）：校章入りボタン、襟に校章(左) ・ズボン(標準型、ノータックストレート、シングル)	黒 黒
女子	夏服 ・半袖セーラー服（校章入り） ・半袖ブラウス（校名入り） ・ひだスカート（校章入り） ・スラックス ※スラックスの時のみ、半袖ブラウスを許可する	白 白 黒 黒
	冬服 ・長袖ダブル・ジャケット（ベスト付き）：左胸に校章 ・長袖カッターシャツまたは長袖ニットシャツ ・ネクタイ（指定のストライプ） ・ベスト ・長袖セーター ・ひだスカート ・スラックス	黒 白 紺／エンジ 白 白 黒 黒

[1・2年生]

種別	品名	色
男子	夏服 ・スラックス ・半袖シャツ（校名入り）	紺（チェック入り） 白（全員）、サックス・クリーム（希望者）
	冬服 ・ジャケット（エンブレム入り） ・スラックス ・長袖シャツ（校名入り） ・ネクタイ ・ベスト（エンブレム入り） ・セーター（エンブレム入り）（希望者）	紺 紺（チェック入り） 白（全員）、サックス・クリーム（希望者） 緑／白／紺 白 白
女子	夏服 ・スカート/スラックス ・半袖ブラウス（校名入り）	紺（チェック入り） 白（全員）、サックス・クリーム（希望者）
	冬服 ・ジャケット（エンブレム入り） ・スカート/スラックス ・長袖シャツ（校名入り） ・リボン/ネクタイ ・ベスト（エンブレム入り） ・セーター（エンブレム入り）（希望者）	紺 紺（チェック入り） 白（全員）、サックス・クリーム（希望者） 緑／白／紺 白 白

②制服は年間を通じて、気温や体調に応じ、自ら判断・調整し、規定内で正しく着用すること。なお、3年生の男子について、校内では学生服の下に白の長袖カッターシャツ（夏服可）を着ていれば脱いでもよい。また、3年生については、夏服を着用している際、体調管理のため教室内でのみ体操服のジャージ、または部で揃えているジャージを着用してもよい。

③男女共に制服の下に着るシャツ類は、上着よりはみ出さないこと。

④スカートの長さは膝中央のラインにそろえる。（ウエスト部分を巻き上げない）

⑤ベルトの色は黒・茶・紺の単色とする。

⑥病気やその他の事情により、規定以外の服装をするものは、事前に担任に届け出る。

(2) 頭髪・眉

①頭髪は端正な髪型とする。前髪は目にかからない程度とし、後ろ髪は両肩のラインより長いものはゴム

- 紐（黒・紺・茶）で束ねる。髪を留める場合はヘアピン（黒・紺・茶）を使用する。
- ②不自然な髪型（立たせ髪など）及びパーマ・染色・脱色は禁止する。
 - ③眉は整える程度は可とする。

(3) 靴・バッグ

- ①靴は通学に適したものとする。
- ②通学には指定バッグを使用する。

(4) 靴下

- ①靴下はワンポイントまでは可とし、色は白・黒・紺とする。
- ②式典時は白で統一する。
- ③ストッキングは黒またはベージュとする。

(5) 防寒着

- ①防寒着についてはウインドブレーカーまたはコート等の着用を認める。
- ②マフラーは安全上長くないものとする。
- ③膝掛けは教室のみ使用を認める。

3 携帯電話に関する規定

- (1) 家庭、保護者等への緊急連絡用として必要に応じて携帯電話を所持した登校を認める。ただし、携帯電話は自分のバッグの中で管理する。また携帯電話を学校に持参することを保護者に許可を得ておく。
- (2) 校内及び敷地内での使用（電話・メール・SNS等）は一切認めない。アラームや呼び出し音（バイブ音）が鳴らないように電源を切る。
- (3) 校内で家庭等へ緊急の連絡が生じた場合は担任または顧問の許可を受け、許可者の前で電話をかけることとする。

4 アルバイト規定

- (1) アルバイトは原則として禁止する。家庭の経済的理由等、やむを得ない事情がある場合は、担任を通して、アルバイト許可の申請を行う。
- (2) アルバイトは許可された者に限り従事することができ、勤務時間は21時までとし、22時までには帰宅する。
- (3) 次の各項に該当するアルバイトは、いずれの場合も許可しない。
 - ①正課授業を休んでのアルバイト
 - ②夜間勤務のアルバイト
 - ③接客業務に関わるアルバイト（酒・ビール等アルコール類を提供する飲食店・喫茶店等、特殊の遊興的接客業、酒席に関する業務、娯楽場・遊技場における業務等）
 - ④危険を伴う業務に関わるアルバイト
 - ⑤その他、教育的見地から不相当と判断されるアルバイト

5 表彰規定

他の生徒の模範とするにたり、学校の名誉を著しくあげたものは、これを表彰する。なお、表彰に当たっては検討の上、実施する。

- (1) 功労賞 部活動で顕著な成績を収めた者（九州大会以上）
生徒会活動で本校活性化のために著しく貢献した者（2期以上）
- (2) 皆勤賞 3ヵ年皆勤者（無遅刻・無欠席・無欠課・無早退）
- (3) その他 地域社会の体育・文化活動、ボランティア活動等で顕著な功績が認められた者

6 特別指導となる行為

- (1) 暴力行為・・・対教師、生徒間、対人、器物損壊
- (2) いじめ行為・・・心理的な影響を与える行為（冷やかしからい、悪口や脅し文句、イヤなことと言う。仲間はずれや集団による無視をする。イヤなことや恥ずかしいこと、危険なことをさせる。パソコンや携帯電話で誹謗中傷やイヤなことをする。等）
物理的な影響を与える行為（ぶつかる、叩く、蹴る等の身体的攻撃。その他、金品をたかる、隠す、盗む、壊す、捨てる等）
- (3) 刑法犯行為・・・恐喝、窃盗、万引き、占有離脱物横領等
- (4) 不良行為・・・喫煙等（タバコ・ライター所持、同席を含む）、飲酒等（同席を含む）、薬物乱用、危険物携帯、性の逸脱行為、不健全娯楽、怠学、家出等
- (5) 交通・・・交通違反
- (6) 校則違反等・・・服装・頭髪違反の繰り返し行為（改善がみられない）、不正行為（カンニング）、指導拒否、無断運転免許の取得、無断バイク通学、無断アルバイト等
- (7) その他・・・本校生として、ふさわしくない行為と学校長が認めたもの

7 交通規定

- (1) 自転車通学
 - ① 自転車通学を行う者は、担任に届け出（自転車保険加入の写しが必要）、交通係に登録する。また、ステッカーは後部に貼付する。
 - ② 自転車安全利用五則のうち、次のア～カを守る。
 - ア. 自転車での走行は、車道が原則、歩道は例外とする。
 - イ. 車道は左側を通行する。
 - ウ. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行する。
 - エ. 安全ルールを守る。（2人乗り、並進、傘・携帯電話・イヤホン使用等の「ながら」運転は禁止。夜間はライトを点灯。信号を守る。等）
 - オ. 自転車には通学バッグが入るカゴ、または荷台を取り付ける。
 - カ. 自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務となっており、事故にあった時に身を守るためにヘルメットの着用に努める。
 - ③ 自転車の保管について
各人所定の場所に駐輪し、鍵を掛け忘れないようにして、無断貸借、盗難等を未然に防ぐ。
- (2) 原付バイク
 - ① 免許取得許可について
免許取得希望者は、保護者連署の「免許取得願」を担任を通して生徒指導課（交通係）に提出し、許可を受ける。運転免許を取得する場合は、長期休業中（集中講座実施期間中は除く）または振替休日に限る。取得後は速やかに「免許取得届」を交通係に提出すること。
 - ② 免許取得の流れ
 - ア. 自動車学校で「原付バイク講習（実技）」を受け、修了書を取得する。
→原付バイク講習修了書をもらう。
 - イ. 運転免許試験場で「筆記試験」を受け、合格する。
→合格すれば、免許の発行が可能（※原付バイク講習修了書が必要）
※筆記試験の受験は、平日しか行っていないため、長期休業中（集中講座実施期間中は除く）または振替休日に限り受けることができる。
 - ③ 通学許可について
 - ア. バイク通学許可は、通学距離が片道5 km以上に及ぶ者とする。
 - イ. 1年生2学期以降からバイク通学を許可する。
 - ウ. バイク通学を行う者は、担任に届け出、交通係に登録する。また、ステッカーを後部に貼付する。
 - エ. 任意保険に必ず加入する。
 - オ. 白のヘルメット（フルフェイス）・手袋・ウィンドブレーカー（学校指定）を必ず着用する。
 - カ. 交通事故防止及び安全確保の観点から正門で必ずエンジンを切り駐車場まで押して移動させる。
 - キ. バイク通学者集会や二輪車安全教室等に必ず参加する。
 - ク. 交通事故（違反）に関連した場合、直ちに交通係に届ける。
 - ④ バイクの保管について
各人所定の場所に駐車し、鍵を掛け忘れないようにして、無断貸借、盗難等を未然に防ぐ。

(3) 自動二輪車

自動二輪の免許取得は、許可しない。

(4) 普通自動車

- ①普通乗用車の免許取得は、3年生で就職内定者のみ許可をする。
- ②免許取得希望者は、保護者連署の許可願を担任を通じて生徒指導課(交通係)に提出する。
- ③入校日は原則として2月以降とする。就職内定者で早期免許取得が必要な者は1月以降とする。入校中は授業・出校日及び学校行事等、学業に支障のないよう配慮する。
- ④免許を交付された場合、保護者が卒業日まで保管する。

8 施設利用の心得

(1) 体育館

- ①シューズについて
 - ア. 体育授業では体育館シューズ(学校指定)に履き替え入館する。
 - イ. 体育館シューズで館外へ出るとは禁止する。
 - ウ. 式典等の際は、館内に準備されたシートの上に上履を置いて入館する。
- ②施設・用具等について
 - ア. 館内の備品・用具・器具は、無断で使用したり、館外に持出したりしてはならない。
 - イ. 屋外用具の館内使用を禁止する。使用後は所定の位置に必ずもどしておく。
 - ウ. 設備用具等破損した場合は、直ちに届け出て指示を受ける。
- ③授業外の使用について
 - ア. 昼休み時間の使用は一般生徒に開放する。放課後は部活動が使用する。
 - イ. 考查時間割発表後の部活動停止期間は使用を禁止する。

(2) 図書館

- ①館内閲覧
 - ア. 閲覧は、静かにしなければならない。
 - イ. 本館は開架式だから閲覧者はどの本も自由に取り出して読むことができる。
 - ウ. 本は丁寧に取り扱い、閲覧室で読む。
 - エ. 読み終わったら、必ずもとの場所に返す。その際、分類の順序を乱さないよう注意する。
- ②館外貸出
 - ア. 貸出者は、手続きを経て、借り出すことができる。貸出期間は2週間以内とする。ただし、特別に指定する期間(読書週間・長期休業など)は除く。
 - イ. 雑誌の貸出は翌月号の受入れまで貸出は行わない。
- ③開館・閉館
 - ア. 閲覧時間は原則として、始業時から午後5時までとする。但し、適宜変更することがある。
 - イ. 土曜日、日曜日、休日は閉館する。また臨時に閉館日を設けることがある。
 - ウ. 長期休業中の開館日は、その都度決める。
- ④その他
 - ア. 閲覧室以外は、係員の許可を受けた者以外、出入りしてはならない。
 - イ. 貸出図書を紛失した場合、又は甚だしく汚損して以降の使用にたえないと認めた場合、どのような事情であっても同一図書あるいは相当金額を以て弁償せねばならない。

(3) 進路学習室

- ①進路学習室は自学自習をする場である。進路の調査・研究は隣の進路指導室で行う。
- ②自習は私語を慎み、真剣に取り組む。
- ③使用できる時間帯は原則として次のとおりとする。
平日：登校から下校時刻まで
休日：8：30～16：30
- ④使用する際は、進路指導室で鍵を借り、開錠後、学習室入口横の鍵掛けにかける。退室する際、室内に誰もいない場合には必ずすべてを施錠し、鍵を進路指導室に返却する。
- ⑤ゴミはすべて持ち帰ること。ただし、消しゴムかす等は設置してあるゴミ箱に捨ててよい。
- ⑥水分を補給することはできるが、食事はしない。
- ⑦各自マナーを守り、みんながいつまでも気持ちよく利用できる学習の場とする。

(4) 部室

- ①部室は、部活動のための更衣、部活動に必要な用具類の保管のために使用する。

- ②部室の使用は所属部員のみとし定められた時間外の使用は禁止する。部員以外の出入りは禁止する。
また、使用時間は放課後から下校時間前までとする。
- ③部室は、常に整理・整頓を心掛け、清潔な環境を保つよう努める。
- ④部活動時間外は部室を必ず施錠しておく。